

(別紙1)

村上市パブリックコメント手続を行う案件

案件の名称	公の施設の開館日、開館時間の見直し及び使用料等、減免基準の見直し基本方針（案）		
意見募集期間	自：令和7年6月4日 至：令和7年6月24日	担当課局	企画戦略課 行政改革推進室
案件の概要	本市の公の施設の開館日、開館時間、使用料等及び減免基準の見直しにあたり、統一された考え方による見直しを行うための基本方針の策定について、市民のみなさまからご意見を募集し、寄せられたご意見を考慮しながら見直し基本方針を策定する。		
案件の趣旨、 目的及び背景	【目的】 本市の公の施設の開館日、開館時間、使用料等及び減免基準の見直しにあたり、統一された考え方による見直しを行うことを目的とする。 【背景】 令和6年度から令和8年度までの3年間を村上市財政健全化集中取組期間と位置づけ、歳入・歳出の見直しに取り組んでいる。 昨今の人件費や光熱水費の高騰により施設運営経費が増加していることから開館日及び開館時間の見直しを行うことで施設運営経費の削減を図り、また、使用料等及び減免基準は、合併時に現状維持を基本とし平成21年4月に統一されたが、合併前の使用料を基に調整したものや、他市との比較によって調整したものなど、新村上市における原価（コスト）計算を行わないまま据え置いてきた。こうした中、指定管理による公の施設の管理方法の変更や、消費税の増税、燃料費・光熱水費の高騰など、使用料に係わる原価は変化しており、使用料算定の透明性、受益者負担の公平性の確保を図る観点から、見直しを行う。		
今後の予定	・ 令和7年6月4日（水） ～6月24日（火） パブリックコメント受付 ・ 令和6年7月上旬 パブリックコメント結果の公表		
備 考			